

## 新型コロナウイルス感染症対策による学校給食休止の延長による未利用食品の活用について

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校等の一斉臨時休校延長により発生する未利用食品（学校給食で活用する予定であった食品・食材）の有効活用を図ります。

### 2. 内容

学校給食（小学校、中学校及び特別支援学校）の休止で生じた未利用食品の有効活用のために、県（豊かな食と農の振興課）が窓口となり、未利用食品を抱える生産者・食品流通業者等とフードバンク等との連絡調整及び配送等の業務を行います。

### 3. 県の窓口で対応可能な事項

- フードバンク等との連絡調整
- 配送トラック等の配車手続き及びトラックの費用負担

### 4. 要望期間

令和2年4月14日（火）～4月24日（金）

### 5. 配送手配期間

令和2年4月14日（火）～5月29日（金）

### 6. 対象品目

- 学校給食の休止に伴って生じた未利用食品・食材
- 無償で提供できる食品・食材
- 概ね賞味期限が1ヶ月以上の食品・食材

### 7. 対象者

- 新型コロナウイルス感染拡大対策に伴い学校給食の休止によって未利用食品となり、フードバンク、子ども食堂又は福祉施設等へ寄付を行う食品関係事業者（給食調達関係者、生産者、企業等）。

### 8. 依頼方法

- 以下の問合せ先に、担当者名、納品予定だった月日及び学校名、寄付の物品名及び数量等を情報提供して頂き、県窓口で要望調査表（別紙）を作成し、フードバンク等へ情報提供を行います。

### 9. 留意点

- 代替での利用・販売先が見つからない場合に、お申し込み下さい。
- 対象となる商品は学校給食休止に伴う未利用食品であって、寄付を行う物のみとします。
- 相談内容又は条件によっては、要望にお応えできない場合があります。
- フードバンクへ寄付する場合は、フードバンクと寄付者との間で同意書を交わす必要があります。

奈良県食と農の振興部豊かな食と農の振興課

TEL：0742-27-5427(内線 3819)

担当：販売・流通係 杵本